

社会福祉法人西寿会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人西寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- 二 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 三 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 四 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事会、評議員への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは定款第8条で定める金額の範囲内で別表1により報酬を支給する。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施するサービスの事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施するサービスの事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。
- 3 評議員が評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施するサービスの事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合、若しくは理事長の命を受けて法人業務の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を別に定める旅費規程により出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第7条 役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第8条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

	日 額
理事会への出席	2,000円
評議員会への出席	2,000円

別表2（第4条関係）法人・施設業務のための出勤

役職名	日 額
理事長	8,000円
理事	8,000円
評議員	8,000円

別表3（第5条関係）指導・監査及び法人・施設業務のための出勤

	日 額
監事監査等への出席	8,000円
法人・施設業務のための出勤	8,000円